

## 京尤 築審 届

日本人であり、戸籍に記載されていない者について、新たに戸籍に記載する届です。  
就籍をするには、家庭裁判所の許可又は国籍存在確認・親子関係不存在確認等の確定判決（審判）を必要とします。

根拠法令	戸籍法第110条、第111条
届出期間	許可の日又は判決の確定日から10日以内
届出地	届出人の本籍地、所在地
届出人	就籍をする者 ※15歳未満の場合は法定代理人（未成年後見人又は親権代行者）
必要書類	・届書：就籍届記入例は下記をご覧ください。 ・家庭裁判所の許可のとき：許可審判書謄本 ・判決によるとき：判決書謄本及び確定証明書 ・印鑑：届出人のもの（押印は任意です。押印する場合はお持ちください。）
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください。 ・手続きは、現所在地の家庭裁判所に「就籍許可の申立書」を提出して、申立てを行ないます。許可がおりたら、必ず10日以内に住所地または、就籍を希望する市区町村に「就籍届」を提出してください。
関連の届出	
教示	就籍届の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服申立てができます。

# 就籍届

令和7年2月14日届出

※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日
送付 令和 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印
書類調査 戸籍記載 記載調査 附 票	住民票 通 知

(読みかた) 就籍する人の 氏名	かすかべ 氏 春日部	じろう 名 二郎	大正昭和・平成63年7月5日生
住所  〔住民登録をしているところ〕	埼玉県春日部市中央 7 (方書・マンション名)		
	世帯主 春日部 二郎		
就籍するところ (本籍)	埼玉県春日部市中央 6 筆頭者 春日部 二郎		
就籍許可の 年月日	令和6年12月20日		
父母の氏名 父母との続柄	父 母 春日部 梅子		続き柄 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 長
その他			
届出人 署名押印	春日部 二郎 印		

届出人 (就籍する人が十五歳未満のときに書いてください)			
<input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 親権代行者			
住所	丁目	番地	番号
本籍	丁目	番地 番	筆頭者 の氏名
署名	印	年月日生	

※持参するもの 許可のときは就籍許可審判書の謄本、判決のときは審判書謄本及び確定証明書・印鑑(任意)

連絡先	電話 048(736)1111 自宅・携帯・勤務先・呼出
-----	---------------------------------